

■泉ゆめが丘地区タウンルール チェックシート (沿道サービス地区)

(様式2)

届出書類

「(様式1)申請書」「当該書類(様式2)チェックシート(「(様式2添付)流出係数算出シート」を一緒に添付)」「委任状(代理で行う場合)」「位置図」「配置図」「緑化施設平面図(緑化率はここに記載)」「平面図」「立面図(マンセル値はここに記載)」

| 項目      | ルールの概要<br>(青字:遵守ルール 赤字:添付していただく資料)  | ガイドライン<br>ブック<br>参照ページ | ↓申請者記入欄  |     | 審査側<br>使用欄 |
|---------|---|------------------------|--|-----|------------|
|         |   |                        | 適合・不適合を選択<br>(対象建築物に該当施設がない<br>場合は、適合・不適合の文字<br>の上に「-」を記載すること) |     |            |
| 敷地      | ・敷地の地盤面は、変更しないよう努める。ただし、次に掲げる行為を除く。<br>1) 外構の造園や自家用駐車場設置に伴う地盤面の変更   | P25                    | 適合   | 不適合 |            |
| 建築物     | ・形態意匠については、周辺との調和に配慮し、建物の屋根・外壁の禁止色を使用してはならない。(マンセル値で指定) ※立面図に使用した色のマンセル値を記載してください。  | P25                    | 適合   | 不適合 |            |
|         | ・着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分については、色彩基準を適用しない。  | P25                    | 適合   | 不適合 |            |
|         | ・倉庫業を営む倉庫でコンテナボックス(輸送用の器材と同様なもので内部を使用するもの)を使用するものは、地区にふさわしい賑わいや沿道景観を形成する形態意匠とするよう努める。   | P26                    | 適合   | 不適合 |            |
|         | ・建築設備(受水槽、電気機械室、高架水槽、クーリングタワー、排気設備、室外機等)は、道路からの景観に配慮した位置に設置、または修景(緑化・ルーバー等)を施すように努める。   | P26                    | 適合   | 不適合 |            |
|         | ・店舗等集客施設、共同住宅、事業所等を作る場合は、ゴミ置場の設置に努めるものとし、周囲に配慮した配置および形態意匠、色彩とするよう努める。   | P26                    | 適合   | 不適合 |            |
|         | ・地区の骨格となる都市計画道路3・4・3環状4号線に面する敷地の建築物は、当該建築物の正面を環状4号線側に向けるとともに顔づくりを意識した建築デザインに努める。  | P27                    | 適合   | 不適合 |            |
| バリアフリー  | ・横浜市福祉のまちづくり条例で指定されている対象施設のうち、対象面積外の施設も同等の内容とするように努める。建物内の対象となる整備箇所は以下のとおり。<br>1) 敷地内の通路:表面を滑りにくい材料で仕上げる、段がある部分及び踊り場は手すりを設ける、勾配が1/12を超える場合は手すりを設ける。<br>2) 出入口:幅は80cm以上とする、戸を開閉する場合は自動的に開閉する構造または、車椅子利用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつその前後に高低差がないこと。 | P27                    | 適合   | 不適合 |            |
| 屋外広告物   | ・土地所有者、建物所有者または入居テナントが自家用に表示するもののみとするよう努める。   | P28                    | 適合   | 不適合 |            |
| 緑化      | ・地域らしさを印象づけるための緑化に努める。<br>1) 地域の推奨するシンボルツリーは以下のとおりとする。<br>ヨコハマヒザクラ、ハナミズキ、イロハモミジ、サルスベリ、ヤマボウシ、キンモクセイ<br>2) 環境省及び農林水産省が指定している「生態系被害防止外来種リスト」のうち、「緊急対策外来種及び重点対策外来種」は、周辺環境に影響を及ぼす危険性があるため、植栽の禁止とするよう努める。                                       | P28                    | 適合   | 不適合 |            |
|         | ・地区の骨格となる都市計画道路3・4・3環状4号線に面する場所の緑化を推進する。  | P29                    | 適合   | 不適合 |            |
| 駐車場・駐輪場 | ・外壁がない立体駐車場は、道路等の公共空間側にルーバーの設置、樹木の植栽等、景観に配慮する。  | P29                    | 適合   | 不適合 |            |
|         | ・非住居の建物用途は、駐車場・駐輪場を設置するよう努める。   | P29                    | 適合   | 不適合 |            |
| 付属設備・施設 | ・地区の骨格となる都市計画道路3・4・3環状4号線にあたる照明は、建築物と一体となった屋外照明等により周辺と調和した夜景の演出と安全確保に努める。   | P30                    | 適合   | 不適合 |            |
|         | ・地区の骨格となる都市計画道路3・4・3環状4号線に面する敷地は、以下の建物用途の場合、民地と公共用地を写すことのできる防犯カメラを設置するよう努める。(「金融機関」、「小売店(コンビニ・スーパー・デパートなど)・複合施設などの商業施設」、「ホテル・旅館」・「病院」「劇場・映画館・美術館」「スポーツ・レジャー施設」)   | P30                    | 適合   | 不適合 |            |
| 減災・防災   | ・各敷地内の土地利用にあたっては、雨水の流出対策を実施し、流出係数0.85を下回る数値とするよう努める。 ※別添資料で流出係数が0.85を下回ることがわかる資料を添付してください。  | P31                    | 適合   | 不適合 |            |
|         | ・環境への配慮、減災対策のため、透水性舗装、敷地内への芝生の敷設、雨水浸透、貯留施設(浸透槽、レインセラー等)の設置に努める。   | P31                    | 適合   | 不適合 |            |
| 生活マナー   | ・生活マナーに関わるルールを守るよう努める。(例)ゴミの出し方やペットの飼い方・野良猫やハト等の野生動物に餌を与えない)  | P31                    | 適合   | 不適合 |            |
|         | ・音漏れ、光については周辺に配慮する。   | P31                    | 適合   | 不適合 |            |